

足場の組立て等作業主任者技能講習に係る実務経験欄記載について

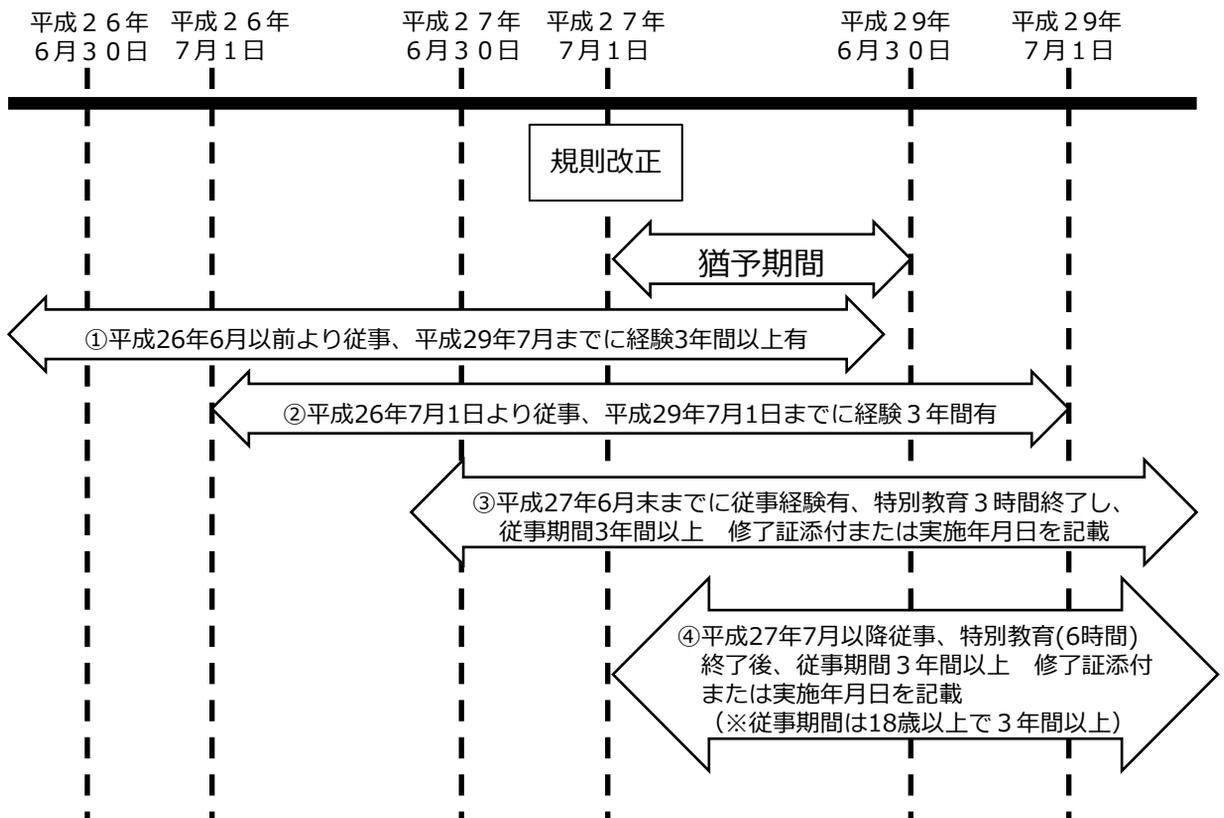
平成27年7月1日に労働安全衛生規則改正により、足場の組立て等の作業については、足場の組立て等特別教育を修了した者が行うこととなりました。

この改正に基づき平成27年7月1日以降特別教育を修了していない場合、その期間は経験年数に数えることができなくなりました。

これまで上記規則改正以降については、特別教育を修了したものとみなして経験年数を取り扱ってきましたが行政等の指導により申込書を見直し、足場の組立て等特別教育修了証（写）の添付か足場の組立て等特別教育を実施した書面（写）の添付又は申込書実務経験内にある特別教育を実施した年月日の記載を求めることとしました。

また、これまで経験年数には、地上等における足場の組立て等の補助業務の経験年数も含まれておりましたが、今回の規則改正により経験年数には含まれなくなりました。

なお、受講にあたっての経験年数には変更はありませんので併せて経験年数は事業者証明をお願いします。



- ① 平成26年6月以前の証明であれば、平成29年7月1日現在で経験3年以上となり 実施年月日記載不要
- ② 平成26年7月1日の証明であれば、平成29年7月1日現在で経験3年となり 実施年月日記載不要
- ③ 平成27年6月末までに経験有、平成29年6月末までに足場3時間教育 修了証添付又は実施年月日を記載
(注) 平成29年7月1日以降の教育受講者は、受講日までの期間は経験期間から除く
- ④ 平成27年7月以降については、足場6時間教育終了日より3年間以上 修了証添付又は実施年月日を記載 (※18歳以上で実務経験3年間以上)

※①～④ 経験年数の事業者証明は従来通り必要となります。事業主職氏名・押印必須